

事件番号 平成30年(行ウ)第8号
事件名 行政文書一時不開示処分取消請求事件
原告 佐藤博文
被告 国(処分行政庁 防衛大臣)

第 4 準 備 書 面

— 防衛大学に対する事件・事故の情報開示請求との比較 —

2019年2月4日

札幌地方裁判所 民事第1部合議係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 池田賢太
外

1 本書面の目的

原告は、防衛省の附属施設である防衛大学校(以下「防大」という)に対する事件・事故の情報開示請求を行なった。そこには、自殺者(未遂、自傷行為等も含む)の情報も含まれているが、本件開示決定との違いが顕著である。

そこで、両者を比較対照し、本件における非開示決定に客観的かつ合理的な理由がないことを明らかにする。

2 経緯と概要

(1) 原告は、平成28年7月15日付けで、防衛大臣に対して、以下の行政文

書開示請求を行なった（甲18）。

- ① 防衛大学校における教官、学生の懲戒処分の一切（過去20年分）
- ② 防衛大学校の教官、学生に対して、懲戒処分にはなっていないが、事件・事故として、報道された案件の一切（過去20年分）

以上に対して、防衛大臣は、平成29年2月27日付け開示決定通知書により、前記②の一部として、平成19年度から28年度まで10年の間（平成28年度は4月から7月までの4か月分）における服務規律違反一覧の一部について開示決定がなされ（甲19）、開示の実施を受けた（甲20）。

上記にあたり、不開示とされた部分は、以下のとおりである（甲19。なお、数回に分けて開示決定されたが、不開示部分と理由が同じなので、他の開示決定書は省略する）。

- ・小隊欄
- ・区分欄
- ・要員欄
- ・専門欄
- ・教務班欄
- ・氏名欄
- ・固有番号欄

不開示の理由は、本件と同様に、法第5条1項の「個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害する恐れがあることから、法第5条第1項に該当する」とされた。

- (2) さらに、原告は、平成28年度、29年度の行政文書開示請求を行ない、平成30年10月12日付け開示決定通知書により、平成28年度及び29年度の2年分（全期間）の開示実施を受けた（甲21、22）

以上の平成19年から29年までの11年間分を、原告が一覧表データに

した（時系列で通し番号を付けた）のが、甲23である。けだし、平成20年度から24年度までは手書きで判読しづらいこと、11年間を一覧化すると整理分析に便宜であることが理由である。

3 開示資料から明らかになった防衛大の自殺者の数と概要

前項の開示資料には、学生の服務規律違反の詳細な事実と、それぞれについての懲戒処分や退校などの結果が記載されている。

これら全てが、個人のプライバシーに関わる情報であり、個人識別情報である。しかし、これはさておくとして、この中に自殺に関する情報が多数含まれており、その内容（自殺未遂、自傷行為など、自殺が疑われるものも含む）は、後添別紙のとおり、11年間で20件に及んでいる。

4 本件の開示請求と、防大の開示結果との比較

(1) 「北部方面隊」と「防衛大学校」

本件の開示請求は、「北部方面隊に所属した自衛隊員の自死者について、つぎの内容を示す文書。①2001年から2016年における各年度毎、②所属駐屯地毎の人数、③自死者の年齢、④未婚・既婚の別、に係る行政文書である。

防大は、防衛省の教育・訓練施設である。防大生の身分は、官職には就いていないものの、同じ特別職公務員である「自衛隊員」であり、学生は、学校内で大隊、中隊、小隊に組織され、服務規律に基づいた活動を日々行なっている。すなわち民間人でもなければ、大学生でもない。

学校は、神奈川県横須賀市に所在し、学生数は約1900名（1学年定員480名×4学年）である。

他方、北部方面隊は、2つの師団と2つの旅団、約50の方面直轄部隊を有する実戦部隊であり、人員約5万人である。全道各地に点在している

状況は、開示請求書（甲1）に添付した一覧表のとおりである。

この防大と北部方面隊を比較して、前者が、自殺者数しかも未遂を含み、自傷行為など自殺が疑われるものまで開示されているのに対し、後者が、「方面」の記載を不開示にして、北部方面隊全体の自殺者数すら明らかにしないのは、同じ法5条1項の適用として明らかに矛盾している。

前者が開示される以上、方面隊規模における人数が開示されない理由はない。従って、本件文書のうち、「方面」の記載は開示されて当然である。

(2) 「駐屯地ごとの人数」と「学年まで明らかにしていること」

防大は、「学年」まで開示している。1学年の定員は480名にすぎず、前述したとおり、大隊、中隊、小隊に組織されている。学生は全員、学生舎で生活しており、人間関係は極めて緊密である。公務の性質上、服務規律違反や服務事故があれば公表され、教訓化、防止対策が図られる。

これに対して、北部方面隊は、前述したとおり、2つの師団と2つの旅団、約50の方面直轄部隊を有しており、仮に約5万人を約50の方面直轄部隊で除したとしても、1部隊あたり1000人ということになり、防衛大よりはるかに大規模な組織である。しかも、北部方面隊は全道に散らばるのに対して、防大は横須賀市1か所である。

この防大と北部方面隊を比較して、前者が学年の情報まで開示しているのに対し、後者が全道に散在する駐屯地を開示しないのは、同じ法5条1項の適用として明らかに矛盾している。

前者が開示される以上、後者が開示されない理由はなく、本件文書のうち、「駐屯地」（甲3の1乃至16）の記載は開示されて当然である。

(3) 自殺者の年齢について

防大は、「学年」まで開示している。他方、本件文書は、「年齢」（甲3の1乃至16）はもとより、「年齢区分」（甲3の1）すら開示しない。なお、「年齢区分」は、甲11の3項のように、5歳ごとに集計したもの

推察される。

学校生が何学年であるかは、年齢より重要な、個人識別が可能な要素である。けだし、受験浪人を経て入学してきた者が少なくなく、学年別に教育、訓練、学生舎生活などの目標が定められているからである。

【学生必携に記載された各学年の目標】

区分	リーダーシップ・フォロワーシップ			
	教育	訓練	学生舎	校友会
1 学年	教育基盤の習得	自衛官としての共通事項の習得	模倣 (形から)	積極参加
2 学年	専門基礎の習得	・各個動作の概ね習得 ・小部隊指揮官法の体験	垂範 (1学年に範を示せる)	実力の養成 (戦力化)
3 学年	専門科目の深化	・各個動作の習得 ・小部隊指揮官法の体験	探究 (次期最高学年としての組織的な指導を探究)	実力の発揮 (試合での活躍)
4 学年	専門科目の発表	小部隊指揮官法の概ね習得	教導 (教え導きながら下級生を指導)	牽引

従って、防大で「学年」が開示される以上、自衛隊において「年齢」又は「年齢区分」が開示されないことに合理性はない。

(4) 自殺年月日について

防大の開示文書は、「事故年月日」を開示しており、さらに退校日や懲戒処分宣告日まで記載されている。

従って、本件においても「事故日時」並びに「曜日」（甲3の1）、「自殺月日」（甲3の2乃至16）は、開示されて当然である。

(5) 自殺者の属性や自殺方法、原因などに係る情報

防大の開示文書は、「事故内容」の欄で、自殺の方法や発見が具体的に記載されている箇所があり、それを不開示にしていない。他の服務規律違反事実についても、必要に応じて一部不開示＝黒塗りにしているだけで、大部分は開示されている。

これに対して、本件文書は、「場所」「方法」「原因」「備考」「妻」「単身」など、自殺者の属性や自殺方法、原因などに係る一切の情報を不開示にしている。

原告が開示請求した「未婚・既婚の別」は、「既婚・未婚」「家族」（甲3の1）、あるいは「妻」及び「単身」（甲3の2乃至16）に該当するものである。これは、自殺者の属性に関するもので、既婚か未婚かという二者択一にすぎず、これが個人の特定に働く要因は極めて小さいことが明らかである。

防大が「事故内容」で自殺の方法や場所の記載、処分や退校の年月日まで開示していることと比較すると、不開示にされる理由はない。

5 結論

以上のとおり、両者を比較した結果、本件非開示決定に客観的かつ合理的な理由がないことは明らかである。

以上

別紙

服務規律違反者

番号	学年	事故年月日	事故内容	処分月日 (宣告日)	処分内容
44	事故報告	1 H19.10.5	左手首自傷行為(発見場所:防大医務室)		2/13退校
45	事故報告	1 H19.10.19	死亡事故(10/19総死)(発見場所:北富士演習場梨ヶ原敷舎地区)		
50	事故報告	4 H19.12.5	死亡事故(12/5薬物死)		
56	報告	1 H20.2.27	自殺未遂		3/14退校
384	報告	2 H23.4.5	その他 自殺未遂		
396	報告	2 H23.5.19	その他 自傷行為		
523	報告	1 H24.2.7	死亡事故報告 (総死)		
533	6	3 H24.4.13	死亡事故(転落事故)		
548	報告	3 H24.8.27	その他 (自殺未遂)		
551	報告	1 H24.9.5	その他 (自殺未遂)		
554	報告	3 H24.9.11	その他 自傷行為(左肩部)		
623	84	1 H25.2.25	自傷行為	H25.3.6	
629	4	4 H25.4.28	自傷行為		報告
673	17	2 H25.5.31	急性薬物中毒による意識障害		
675	19	3 H25.6.11	学生の自殺(疑い)		
732	46	1 H25.12.13	過量服薬による意識障害		
866	32	1 H26.9.29	その他 自殺未遂		
890	42	1 H26.11.16	その他 自殺未遂		
893	45	4 H26.11.25	その他 自殺未遂		
1071	73	2 H28.2.19	その他 自殺未遂	H28.4.15	